

○森林整備の際に発生する未利用間伐材情報の利用について

1. 情報発信目的

間伐は、林分の健全性と生産目標などに沿って人工林を育てることを目的に、それぞれの生育段階に応じて立木密度の調整を行う伐採事業ですが、小径木主体の人工林については、木材としての利用が見込めないことから、切り捨ての保育間伐を行い林内に整理してきました。

しかし、近年は木質バイオマスエネルギー利用の高まりを受け、従来は切り捨て放置されている未利用間伐材の有効利用が求められています。

そのため、本システムでは、未利用間伐材の発生量や位置等の情報を公開し、地域の燃料用チップなどの生産者や木質バイオマスエネルギー利用施設などへ情報を提供することにより、未利用資源の有効利用を図りながら木質バイオマスの利用促進に繋がることを目的としています。

2. 未利用間伐材の内容

道有林内で森林整備を目的に間伐を行い、林内に玉切・枝払した伐採木です。

材の太さと長さは人力で動かせる程度になっています。

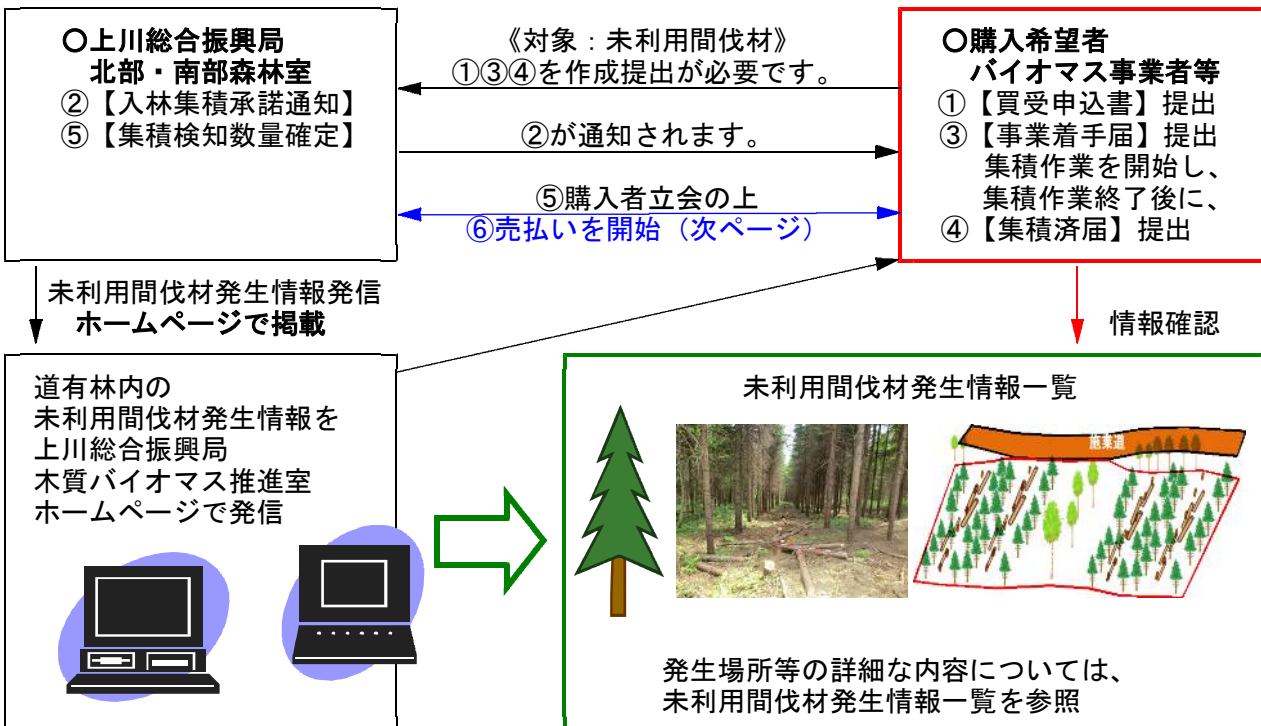
また、未利用間伐材の発生量については、目安の数量であることをご承知願います。

3. 未利用間伐材の利用方法の具体的な流れ

- 申込方法**：未利用間伐材の利用は有償となります。
購入を希望する方は、森林室森林整備課に連絡をしてください。
その際に、購入の詳細についてご説明させていただき、ご承知頂いた上で、
①【買受申込書】を提出していただきます。
- 集積方法**：先に提出していただいた買受申込書について、森林室で内容審査を行い、
②【入林承諾通知書】を通知します。
通知後より、購入者自ら又は林業事業者等への依頼により、未利用間伐材を集めることが可能となります。
※未利用間伐材は、森林室が指定した箇所に集めていただきます。
- 事業着手届出**：未利用間伐材を集める作業を行う際には、
事前に③【事業着手届】を作成し提出していただきます。
- 集積済届出**：未利用間伐材を集め終わった後には、
④【集積済届】を作成し提出していただきます。
- 集積数量確定**：集積済届を提出後に、
森林室の担当者が⑤【集積検知調査】を実施して集めた材の数量を確定します。
集めた材の量に基づき、見積等で売払価格を決定します。
売払代金の納入後、集積した材を運搬することが可能となります。

「木質バイオマス発生情報提供システム」の概要図

～未利用間伐材の発生情報～



4. 売り払い価格設定の詳細について (⑥売払いを開始)

- 購入希望者より提出のあった【集積済届】の内容を確認するため、購入希望者が立会する中で、森林室職員が【集積検知調査】を行います。
集積数量を確定した後に、森林室より購入希望者に対して、代価の見積通知書を通知します。
- 購入希望者は、代価の見積を行っていただき森林室に見積書を提出します。
見積額が、森林室で設定した予定価格以上であった場合に、売買契約の締結となります。
- 売買契約の締結により、北海道が発行する納入通知書を通知します。
- 購入者は、所定の金融機関に記載された代価を納入し、その写しを森林室に提出します。
森林室は、代価納入の確認が取れ次第、集積した未利用間伐材の引渡通知書を通知します。
- この通知書により、購入者は集積した未利用間伐材の積込と運搬が可能となります。
- 集積した未利用間伐材の運搬が終わりましたら、【搬出済届】を提出していただき事務手続きは終了となります。

なお、ご不明な点やご質問等がありましたら、どうぞお気軽に各森林室にお尋ねください。

| |
|-------------------------|
| 上川総合振興局北部森林室 森林整備課 販売担当 |
| TEL 01656(2)1727 |
| ” 南部森林室 森林整備課 販売担当 |
| TEL 0166(46)4906 |